

# サン・グリーンゆざわ互助ハウス 重要事項説明書

## 1 宿泊所事業者

事業者の名称 社会福祉法人 雄勝なごみ会  
事業者の所在地 秋田県湯沢市小野字大沢田 221 番地  
代表者氏名 栗林 孝得  
事業者の連絡先 0183-52-5210

## 2 宿泊所概要

宿泊所の名称 サン・グリーンゆざわ互助ハウス  
宿泊所の所在地 秋田県湯沢市裏門 1 丁目 2 番 19 号  
施設長氏名 佐藤 一美  
宿泊所の連絡先 0183-72-6688

宿泊所の名称 サテライト桜おかだ互助ハウス  
宿泊所の所在地 秋田県湯沢市岡田町 14 番地 28 号  
施設長氏名 佐藤 一美  
宿泊所の連絡先 0183-72-8787

## 3 宿泊所利用契約の内容

利用する居室 施設名 \_\_\_\_\_ 号室

宿泊所利用料(居室及び宿泊所の設備を利用できます。)

サン・グリーンゆざわ互助ハウス 居住費 日額 900 円 ～ 1,000 円

サテライト桜おかだ互助ハウス 居住費 日額 1,000 円 ～ 1,100 円

光熱水費 日額 100 円

日用品費 日額 30 円(サングリーン互助ハウスのみ)

食費 朝食 300円 昼食 450円 夕食 450円

※月の途中での利用開始又は終了の場合は、開始時には、利用開始日から月末までの日数により、終了時には、月初から終了(退所)日までの日数により各種利用料の計算を行い、請求又は精算を行います。

## 4 宿泊所職員体制

担当業務 生活を営む上で必要な基本的事項の確認

勤務体制 8:30 ～ 17:30

施設長 佐藤 一美

職員 サン・グリーンゆざわ互助ハウス 2 名(支援員兼務 1 名、調理員兼務 1 名)

職員 サテライト桜おかだ互助ハウス 2 名(支援員兼務 1 名、調理員兼務 1 名)

## 5 利用料の支払い方法

利用料金の支払いは、翌月25日までに下記の方法で事業者へお支払いください。(宿泊所利用料については福祉事務所が住宅扶助費を代理納付する場合を除く)。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振込

特別養護老人ホームサン・グリーンゆざわ 施設長 佐藤 一美

トクベツヨウゴロジンホームサン・グリーンユザワ シセツチョウ サトウ カズミ

北都銀行 横堀支店 普通預金 口座番号 8105691

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

北都銀行、ゆうちょ銀行

## 6 利用者からの苦情に対応する窓口等

窓口の名称 サン・グリーンゆざわ互助ハウス

苦情受付責任者 佐藤一美

電話番号 0183-72-6688

対応時間 8:30 ~ 17:30

メールアドレス sungreen@bz04.plala.or.jp

※苦情受付ボックスを玄関フロアーに設置しております。

窓口の名称 サテライト桜おかだ互助ハウス

苦情受付責任者 佐藤一美

電話番号 0183-72-8787

対応時間 8:30 ~ 17:30

メールアドレス sungreen-sakura@bz04.plala.or.jp

※苦情受付ボックスを玄関フロアーに設置しております。

## 7 宿泊所利用に当たっての留意事項

別紙「利用の手引き」を参照

## 8 契約の解約

### (1)利用者からの解約

利用者は、事業者に対して、3日前までに申し出ることにより、本契約を解約することができる。

次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に解約となります。

(1)利用者がアパート等に転居する場合

(2)利用者が更生施設等の施設又は他の宿泊所等に移る場合

(3)利用者が長期入院により宿泊所に戻る事が見込めない場合

(4)利用者が行方不明となった場合

(5)利用者が死亡した場合

## (2) 事業者からの解約

事業者は宿泊所利用契約書第6条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解約することができます。

- ・ 利用者の行動が他の利用者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合
- ・ 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3か月以上滞納した場合において利用者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないとき
- ・ 利用者が秋田県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者と判明した場合、直ちに解約することができます。

\* この重要事項説明書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ① 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ② 暴力団員を雇用している者
- ③ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ④ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## 9 秘密保持

- ① 事業者及びサービス従事者は各種サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- ② 個人情報を提供する必要がある場合には、必要の都度家族の同意を得るものとします。
- ③ 事業者は利用者が医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関などにご利用者に関する心身の情報を提供できるものとします。

## 10 非常時の対策

### ① 避難訓練

別に定める「サン・グリーンゆざわ防災計画」「サテライト桜おかだ防災計画」により年2回以上の各種災害を想定した避難訓練を行います。

### ② 防災設備の概要

スプリンクラー設備 非常通報装置 屋内消火栓 消火器 非常口

## 11 緊急時及び事故発生時の対応について

利用期間中に体調急変時や事故が発生した場合には、別紙記載の家族、身元保証人、関係医療機関等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

